

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者) (二件)	(水産林政総務課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (二件)	(森林整備課)	一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(業務課)	二
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	二

告 示

○宮城県告示第六百四号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第四加入区	共第百二 十二号、 共第百二 十三号、 共第百二 十三号	宮城県漁 業協同組 合の寄磯 前網支所 の地区	令和五年九 月一日	石巻市寄磯浜大松七番 地五 渡邊 喜廣 石巻市寄磯浜前浜七十 六番地二	漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 九年政令三 十 九百九十三	八十一人

○宮城県告示第六百五号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第四加入区	共第百二 十二号、 共第百二 十三号、 共第百二 十三号	宮城県漁 業協同組 合の寄磯 前網支所 の地区	令和五年九 月一日	石巻市前網浜オンヒ沢 山一番地四十七 渡邊 正一 石巻市前網浜オンヒ沢 山一番地四十四 渡邊 友孝	漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 九年政令三 十 九百九十三 号)第五条 に規定する あわびをと る漁業	十九人

○宮城県告示第六百六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

十五号及 二十八号 の寄磯 の地区	うち寄磯 区域 (海岸線 沖合百メ ートル未 満の区域)	遠藤 仁	号)第五条 に規定する あわびをと る漁業
----------------------------	---	------	--------------------------------

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画駐車場

2 名称

一号 二日町駐車場

二号 勾当台公園地下駐車場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

三・三・十五号 勾当台公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（備蓄用ゾフルーザ錠 二十ミリグラム） 二万五千九百人分（五万千八百錠）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部薬務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和五年八月八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 塩野義製薬株式会社 大阪府大阪市道修町三丁目一番八号

五 契約金額 五千五百六十八万五千六百三十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市高館吉田字前沖百二十三番一、百二十四番、百二十五番、百二十七番一、百三十六番の一部、百四十三番、百十三番三、百二十七番一地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一
渋谷商事株式会社